

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年7月17日（令和元年（行個）諮問第55号）

答申日：令和2年2月5日（令和元年度（行個）答申第127号）

事件名：本人の申出に係る東京労働局長の助言・指導処理票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求人が平成30年特定時期に、障害者虐待通報制度の通報先として、配慮を求めた件で申出をした助言・指導に関する資料一式。（事業場名：特定事業場）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年1月17日付け東労発総個開第30-1078号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今回開示請求した文書（保有個人情報）は、障害者虐待防止法にもとづく通報制度による労働局への情報提供による障害者虐待防止のための行政指導の結果の記録でした。行政指導に対する虐待者の非協力的な態度などから改善がなく、障害者虐待の状態が続いており、さらなる対処が必要です。

法律の目的を達成し、障害者虐待の事態を改善する為に、早急に虐待行為者の意図を確認することが重要でしたが、虐待行為者の発言部分等が不開示になっていて、問題解決を困難にしています。

障害者虐待からの救済、人権擁護の為、早急に不開示部分の開示をお願い致します。

（審査請求人から意見書が提出されたが、「諮問庁の閲覧に供することは同意するが、第三者への閲覧は控えて頂きたい」旨付記されていたことか

ら、審査請求人に確認したところ、答申書に掲載しないで頂きたいとの返答があったことから、内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

理由説明書及び補充理由説明書によれば、諮問庁の説明は、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年12月20日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成31年4月17日付け（同月19日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、別表の4欄に記載のとおり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人からの障害者虐待に関する相談を受けた東京労働局総合労働コーナー担当官が個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の一環として作成等した文書であり、具体的には、以下のアないしオに掲げる文書（別表の1欄に掲げる文書1ないし文書5）である。

ア 労働局長の助言・指導処理票（文書1）

イ 申出人及び被申出人に手交した資料（文書2。具体的には、パンフレット「労働契約法のあらまし」の8頁、45頁及び46頁、厚生労働省職場のあんぜんサイト：安全衛生キーワード＞「安全配慮義務」の頁、労働基準判例検索結果（全情報表示。東京地方裁判所平成14年7月9日判決（国際信販事件））、厚生労働省あかるい職場応援団パンフレット「社長NOパワーハラですね。」、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」（表紙）、「職場のパワーハラスメント防止対策防止についての検討会報告書」（表紙）、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（表紙）、パンフレット「労働契約法のあらまし」の4頁及び5頁並びに個別労働紛争解決促進法コンメンタールの104頁及び105頁）

ウ 労働局長の助言・指導申出票（文書3）

エ 事情聴取票（文書4）

オ 助言・指導受付時チェックリスト（文書5）

(2) 不開示情報該当性について

別表の4欄に掲げる部分のうち、文書1「労働局長の助言・指導処理票」につき不開示を維持すべき部分についての不開示情報該当性は、以下のとおりである。なお、文書2ないし文書5に不開示部分はない。

ア 法14条2号について

文書1の①、③、⑧及び⑫の不開示部分には、特定の個人の氏名等が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロについて

文書1の④、⑦、⑪、⑭及び⑮の不開示部分には、特定事業場に関する情報及び当該事業場に対する特定公共職業安定所の対応に関する情報が含まれている。これらの情報は、開示した場合、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きについて

文書1の②-2、④、⑥、⑨、⑭及び⑮の不開示部分は、国の機関が行う障害者の虐待防止に関する相談・通報に係る事務及び個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務に関する情報である。これらの情報は、開示すれば行政の対応方法や指導内容等に支障を及ぼすおそれがあること、及び事業主について事実確認に係る任意の協力を妨げるおそれがあることから、これらの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。したがって法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書1の②-1、⑤、⑩、⑬及び⑯については、法14条各号に定める不開示情報のいずれにも該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、「障害者虐待の事態を改善する為に、早急に虐待行為者の意図を確認することが重要でしたが、虐待行為者の発言部分等が不開示になっていて、問題解決を困難にしています。障害者虐待からの救済、人権擁護の為、早急に不開示部分の開示をお願いいたします」等と主張しているが、法の規定に基づく開示請求に対しては、上記(2)で述べたとおり、対象となる保有個

個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分における不開示部分のうち、別表の4欄で「新たに開示」とした情報を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年8月27日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月28日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年12月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 令和2年1月14日 諮問庁から補充理由説明書（2回目）を收受
- ⑧ 同年2月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分があるのは、文書1「労働局長の助言・指導処理票」の「処理経過」欄の記載についてのみである。

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）

ア 通番2、通番5及び通番8

当該部分は、東京労働局の担当官と特定ハローワーク（公共職業安定所）の担当官とのやり取りの内容であるが、同労働局の担当官が被申出人である特定事業場を訪問する日程の調整に関するものにすぎない。また、当初の訪問予定日時は原処分において開示されていることから、これを開示しても、個別労働紛争解決制度の助言・指導に係

る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ 通番6及び通番9

当該部分は、東京労働局の担当官と被申出人である特定事業場の職員とのやり取りの内容であるが、同労働局の担当官が被申出人である特定事業場に訪問する日程の調整に関するものにすぎない。また、訪問日は原処分において開示されており、訪問時刻は変更も含めて申出人に連絡されていると認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番11

当該部分は、被申出人である特定事業場側が、東京労働局の担当官に伝えた、申出人である審査請求人の申出内容に対する見解であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の5欄に掲げる部分を除く部分)

ア 通番1, 通番3, 通番7及び通番10

当該部分は、被申出人である特定事業場の職員であって、東京労働局の担当官と電話でやり取りを行った者の姓名のうち「姓」の部分、及び同労働局による訪問に対応した者の姓名のうち「名」の部分である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番４，通番１１及び通番１２

当該部分には，東京労働局の担当官が特定事業場から聴取した事実関係やその主張及びこれに対して担当官が当該事業場に伝えた見解等が記載されており，いずれも審査請求人が知り得る情報とは認められない。このため，当該部分を開示すると，個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務に関し，被申出人等関係者からの協力が得られなくなるなど，同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法１４条７号柱書きに該当し，同条３号イ及びロについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

３ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法１４条２号，３号イ及びロ並びに７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の５欄に掲げる部分を除く部分は，同条２号及び７号柱書きに該当すると認められるので，同条３号イ及びロについて判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条３号イ及びロ並びに７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文 書 番 号	2 文書名	3 頁	4 不開示を維持する部分等		5 4 欄のう ち開示 すべき 部分	
			通番	原処分における不開示部分 法14条各号該当性等		
文 書 1	助言・指導処 理票	1 から 10 まで	1	① 3頁「処理経過」欄7行目13文字目ないし16文字目, 26行目8文字目ないし11文字目, 26行目24文字目ないし27行目3文字目	2号	
			-	②-1 3頁「処理経過」欄2行目24文字目ないし3行目7文字目, 3行目12文字目ないし17文字目, 3行目23文字目ないし6行目2文字目	新たに開示	-
			2	②-2 3頁「処理経過」欄6行目3文字目ないし7行目12文字目, 7行目17文字目ないし10行目	7号柱書き	全て
			3	③ 4頁「処理経過」欄1行目11文字目ないし14文字目, 3行目4文字目ないし7文字目, 26行目8文字目ないし11文字目	2号	
			4	④ 4頁「処理経過」欄3行目1文字目ないし3文字目, 3行目8文字目ないし10行目19文字目	3号イ及び口並びに7号柱書き	
			-	⑤ 4頁「処理経過」欄11行目1文字目ないし9文字目, 11行目11文字目ないし13文字目	新たに開示	-
			5	⑥ 4頁「処理経過」欄11行目20文字目ないし13行目	7号柱書き	全て
			6	⑦ 4頁「処理経過」欄26行目24文字目ないし28行目, 29行目6文字目ないし5頁「処理経過」欄1行目15文字目, 2行目	3号イ及び口	全て

			5文字目ないし4行目		
		7	⑧ 5頁「処理経過」欄2行目1文字目ないし4文字目, 11行目8文字目ないし11文字目, 11行目24文字目ないし25行目2文字目	2号	
		8	⑨ 5頁「処理経過」欄7行目ないし9行目	7号柱書き	全て
		-	⑩ 5頁「処理経過」欄6行目1文字目ないし9文字目, 6行目1文字目ないし13文字目	新たに開示	-
		9	⑪ 5頁「処理経過」欄12行目3文字目ないし14行目	3号イ及びロ	全て
		10	⑫ 6頁「処理経過」欄14行目7文字目及び8文字目, 15行目11文字目及び12文字目	2号	
		-	⑬ 6頁「処理経過」欄14行目1文字目ないし6文字目, 14行目10文字目ないし11文字目, 15行目1文字目ないし7文字目	新たに開示	-
		11	⑭ 8頁「処理経過」欄6行目4文字目ないし9行目, 10行目4文字目ないし15行目, 16行目4文字目ないし18行目, 19行目4文字目ないし24行目, 25行目4文字目ないし26行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	8頁「処理経過」欄6行目ないし9行目
		12	⑮ 9頁「処理経過」欄23行目7文字目ないし26行目1文字目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	
		-	⑯ 10頁「処理経過」欄3行目4文字目ないし4行目, 5行目4文字目ないし最終文字	新たに開示	-
文書	申出人(請求人)及び被申	11から	- なし	-	-

2	出人に手交した資料	25				
文書3	労働局長の助言・指導申出書（別紙及び請求人提出資料含む。）	26 から 32	－	なし	－	－
文書4	事情聴取票	33	－	なし	－	－
文書5	助言・指導受付時チェックリスト	34	－	なし	－	－